

船舶事故調査（貨物船TIMU 作業員死傷）について  
（経過報告）

令和3年5月27日  
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年6月19日、京浜港横浜区本牧ふ頭において発生した船舶事故（貨物船TIMU作業員死傷）について、令和2年6月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本調査については、本件船舶事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

## 1．船舶事故の概要

貨物船TIMU（以下「本船」という。）は、船長ほか17人が乗り組み、京浜港横浜区本牧ふ頭A5岸壁に着岸し、本船のデッキクレーンを使用して荷役作業中、令和2年6月19日11時50分ごろ、貨物が本船の船倉内に落下して作業員2人に当たった。

本船は、作業員1人が死亡し、作業員1人が負傷し、中甲板に凹損を生じた。

## 2．調査の概要

運輸安全委員会は、令和2年6月20日、本調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに船体調査（本船）、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報収集等を実施した。

## 3．判明している主な事実情報

### （1）事故の経過

本船は、船長ほか17人が乗り組み、京浜港横浜区本牧ふ頭A5岸壁に着岸し、本船のデッキクレーンを使用して荷役作業中、令和2年6月19日11時50分ごろ、貨物が本船の船倉内に落下して作業員2人に当たった。

本船は、作業員1人が死亡し、作業員1人が負傷し、中甲板に凹損を生じた。

( 2 ) 死傷者

本船：死亡 1 人、負傷 1 人

( 3 ) 船舶の損傷等

本船：中甲板に凹損

( 4 ) 気象・海象

事故現場の南南東約 2.4 km に位置する横浜地方気象台における観測値は、次のとおりであった。

11時50分 天気 雨、風向 南南西、風速 5.3 m/s、気温 19.0 、  
視程 5.59 km ~ 6.67 km

4 . 今後の調査

本件船舶事故の原因及び本件船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報に加え、本件貨物をつり上げていたスリングチェーンの詳細な状況など、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

運輸安全委員会は、これまでの調査、分析によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の更なる調査を進める。